広島市障害福祉行政等への意見

次期広島市障害者計画について

1

- ・計画における6本の柱(就労支援の充実と雇用の拡大・定着)の中に「福祉サービス事業所等で可能な新たな取組(農業分野での福祉的就労等)の検討等の支援」とは具体的にどういったものをお考えなのか?
- 相談支援の充実について
 - サービス等利用計画について、質より、量や早さになっている。原因として相談 員不足があると思うが、今後、どのように対応していくのか。
- ・雇用拡大、定着について、障害の特性によって職場定着が異なるため、企業においても障害特性に合わせた支援体制の取り組み、理解が必要だと思う。
- 1、障害をもつ人の各ライフステージでの障害者福祉について

(1) 誕生から幼児期

以前、私たちは「子ども病院」の設置を要望してきました。障害を持つ子の早期発見・早期の治療を含めた対応はもちろん大切ですが、もう一つは親、とりわけ母親の心身面でのケアということが重要と考えたからです。子ども病院の建設は実現できませんでしたが、内容的には小児救急医療拠点病院としての舟入市民病院が担っていただいていることはたいへんありがたいことです。

保護者が我が子に障害があるのを医師などから知らされた時の衝撃と我が子の障害と向き合うまでのケアの面で、広島市に3か所ある療育センターの果たしてきた役割はきわめて大きいものです。私はこのことをセンター通園児の保護者団体である「広島の障害児療育・教育を充実させる会」の会報に連載されている父親の手記や毎年3月に出版される二葉園の卒園文集、そして集会等で語られる保護者の生の声で知りましたし、さらに他県の障害児の要求運動に関わる人たちが広島市の障害児療育の水準の高さを評価する声によって知りました。

我が子の障害を知らされた時、多くの母親が涙を流し続け、「この子と一緒に死のう」と思った体験を持ち、それが療育センターでの子どもの変化、保育士など指導員の励ましと適切なアドバイス、親同士の交流を通して、わが子の障害を受け入れ、前に進む親の姿は、私自身の親との姿と重ね合わせて心が揺さぶられてきました。

重要なことは、こうした療育センターの存在は、一朝一夕に出来上がるものでは なく、職員の休日返上のたゆまぬ研鑽の努力や行政の長期にわたるあたたかい支援 があるからこそ出来上がってきたものです。

私は、広島市が療育センターをデイサービスの一形態というような方向ではなく、 療育という立場での施策をさらに発展させていただくことを期待します。

(2) 小学校から高校

このライフステージでは、教育が大きなウエイトを持ちますが、推進協議会では 教育に関しての話し合いの場はありませんでした。障害者施策推進協議会という名 称ではありますが、小学校から高校までの教育分野での施策について何も論議検討 する場がないとうことはよくないと考えます。政策的には福祉(厚労省)と教育(文 科省)と分かれるのでしょうが、子どもは2つに分けることはできません。行政の権限というところでは、行政サイドでは難しい点もあるかもしれませんが、障害者施策という以上教育委員会との協議も含めることを広島市にはお考えいただきたいと思います。

(3) 青年期

①高等部卒業後の進路は、現状は極めて限定的です。時代は「障害があるのだから それは仕方ない」の放置を是認できなくなっています。

とりわけ、多くの知的や肢体の障害者の進路選択肢は狭いのが実情で、それぞれの障害に合わせた教育・教育的自立訓練の選択肢が可能になる制度の拡充が必要と考えます。

- ②青年期の豊かな余暇のための施策も必要です。現実的には少なくない障害者が日中の活動の場以外は家で親、とりわけ母親と過ごすというかそれしかない状況にあります。その対応としての生涯学習の場づくりという点では①の内容もそうですが、教育委員会の管轄分野かもしれませんが、学校教育とは異なり、福祉として余暇を支援する施策は可能かと考えるものです。
- ③この時期での就労支援は特段に重要ですが、これに関して言えば、離職率の把握と定着に向けた改善策とセットになってこそ就労支援と言えるのであって、たんに就労率だけを強調する施策では、現実に心もぼろぼろになって家に閉じこもる障害者を増やすだけではないかと危惧するものです。

(4) 壮年期

- ①さまざまな課題がありますが、これまでのいきさつから取り上げていただきたい施策として、2次障害で障害の重篤化が起こるのを防ぐもしくは遅らせる対策をぜひとも講じていただきたいと思います。
- ②この時期にはとりわけ親亡き後の障害者の生活をどうするのかという切実な問題が起こってきます。生活の場としてのグループホームにしても需要の把握とそれに見合った供給の整備が急務です。とりわけ重い障害者の入所施設も行政として断じて新規建設は認めないという方向でなく、入所施設も選択肢としてあり得るとの立場に立っていただきたいと考えます。

(5) 老輪期

①私自身も含めて私の周囲の障害を持つ人も昔と違い寿命が延びているように感じます。この状態で65歳での介護保険優先は、国から障害者は65歳以上生きるなどとんでもないと言われるに等しいことです。現在広島市が採っている機械的に介護保険優先を押し付けるのではなく、障害者個々の状況に即した対応ということをすべての障害者に適応していただきたいと考えます、

2、協議会の進行について

10年間でお二人の会長の下で委員を務めさせていただきましたが、限られた時間の中でさまざまな意見の交通整理をされる司会としての会長の方には頭がさがります。私自身発言回数・時間もとらせていた

だきましたが、極力選びに選んでの発言と手前勝手に思っております。

ただ、少ない時間なのに、質問で時間を取る委員の方もいらっしゃるので、それらは別途事務局に問い合わせれば済む内容も多々あることが協議会の進行上疑念を感じたこともありました。だからと言って質問にも広島市の考え方を問いたいという性格の内容もありますから、いちがいに「質問はメールで」というわけにいかないことも承知しておりますので、どのような対応策がベストなのかを言うことは出来ませんが、最後ですので、感じたことを記しました。

この 10 年間で、足や関節が急速に悪化しましたが、職員のみなさまのお手伝いいただいたり、タクシーが車で待っていただいたりと本当にお世話になりました。この場を借りて厚くお礼を申し上げます。

障害者総合支援法改定もありますが…

・以前勤めていた職場の卒業生から先日電話で24年間勤めていた菓子作り(零細企業)の会社が閉鎖されるので…どうしたらいいかと相談の電話がありました。 気軽に相談できる場や人(彼らにとっては「大変」ですが…)ほしいですね(本人や家族にとっては大変!!です)

2期続けて障害者団体等へ「障害福祉サービスに関するアンケート調査」を行ったことは大変評価できる。アンケートにより集められた各意見が、その後の計画策定においてどのように反映されたのか、一度精査することが重要だと考えます。是非一度、当委員会でそのような機会を設けていただきたい。

2 次期障害福 祉計画につ

いて

・障害者相談支援事業実施個所について

第4期の計画には事業所そのものを増やさないようになっている。具体的にどのような取組で充実を図るのか?

- •「母親が突然交通事故で亡くなった」との電話で、本人に会ったり(手続き、出入りの多い金銭管理など)しますが、「障がい」がわかりにくい(?)こともあり地域では支えきれなかったりです。
- 70歳を越える利用者の方たちも(法人)で作業(仕事)を続けています。本人 達は元気で通ってくれていますが、「介護」の場面も必要になってきています。「障 がい」と「老い」との介護や支援のむずかしさも運営サイドからも悩んでいます。 「モデル事業」が求められますね。

整理せず、日頃感じたり対応していることをつい書きました。(発言の場ではもう少し整理しながら)

国の指針に沿って其々の事業の見込みと実績を明示しているが、目標に到達できない原因を探り、広島市独自に抜本的な見直しをに取組むよう是非検討いただきたい。

る その他広島 市障害者福

・第3期までの実績で、一般就労に移行する者の数が、目標を大きく超える34. 6倍(173人)になっているが、定着された後のフォロー体制について・・定着支援の期限24か月。2年を過ぎたら支援はいらない?必要ならボランティア

祉行政等に ついて

なのか?

- ・成年後見制度について・・
- ・行政の方の事業所視察など、現場の状況、課題などの把握に努めていただければ。
- (1)2月16日付「広島市職員対応要領に対する意見等について(依頼)」が障害福祉課長より各障害者団体等に届き、意見を送らせていただいたが、その後の報告が団体に届いていない。集めた意見がその後の要領作成にどう反映されたかの結果につき報告いただきたい。
- (2) 多様な身体状況の方にも回答し易くするため、「意見を求める場合、紙媒体だけでなくデータも送っていただきたい」とお願いしたが、今回も紙媒体のみであった。是非改善をお願いしたい。
- (3) いま世界で一番有名な都市は「広島」であろう。8年前に策定した千葉県を 皮切りに、障害者差別禁止条例を策定した自治体は増加している。国際都市、平 和都市「広島」、広島市だからこそ取り組むべき障害者差別禁止条例があるはずで あり、是非早期の策定をお願いしたい。

○障害者差別解消法について

4月に施行された「障害者差別解消法」は、障害者差別をなくす大きな一歩だと思っています。が、新たな紛争解決機関は設置せず、既存機関を活用することになっています。「障害者差別を解消するための条例」が現在20か所の県や市で制定されていますが、解消法と条例の大きな違いの一つに、条例には広域指導員という実行機関があることが挙げられています。

又村さんの講演後に質問させていただいた件ですが、「障害者差別支援地域協議会」は、情報の共有や方向性を出す場所ではありますが、実質解決のために動くのは事務局とのことでした。特に地域協議会で事例の蓄積や「建設的対話」等の個別事案の解決に向けた後押しをするとなれば、それなりの事務局体制が不可欠と思われます。相談を受けた機関や所管課等が対応するのを任せるのではなく、一緒に動いたり確認をしたり実行部隊となる人の確保を是非ご検討ください。できれば、早めに条例の制定を進めていただきたいと思います。

○「障害者差別支援地域協議会」の構成員について

教育機関の校長会を入れて頂いていますが、PTA連合会の方にも、お互いに相互の気持ちを知りあう理解啓発のために、是非加えて頂けるようご検討ください。

〇相談支援事業

<セルフプランの割合について>

広島市は、総合支援法分33.8%、児童福祉法分41.1%というご回答で した。

厚生労働省の資料によると、政令市は押し並なべてセルフ率が高いようですが、

全国の市町村のセルフプランの平均は14%ということです。この状況を解消される道筋を示していただきたいと思います。第4期障害福祉計画ではH29年度までに増やす見込みが書かれていますが、どのような手立てで増やすのか、また、相談員の質を上げるための研修等お考えを聴かせてください。

○学校における専門支援

文部科学省では、各地の特別支援学校に配置されている看護師等を、近隣の幼稚園や小中高校へ派遣する事業を実施しているとのことです。具体的には、国からの補助金を活用して教育委員会や特別支援学校に専門職を配置して、支援を必要とする学校を定期的に巡回する仕組みということです。地域の小学校でも、特に発達障害に特化した作業療法士や言語聴覚士等の専門支援が受けられるようになれば、インクルーシブ教育が進むのではないでしょうか。

私が障害者施策推進協議会に参加して 10 年が経とうとしています。この間に法律は「障害者自立支援法」から「障害者基本法の改正」「障害者虐待防止法」「障害者総合支援法」「障害者雇用促進法」「障害者差別解消法」等大きく進展してきました。それとともに、障害者福祉予算も大きく伸びて福祉サービスも進んできました。しかし、精神障害や発達障害、難病の方が増加する中で、生活困窮者(特に子ども達)や触法障害者の更生支援等地域に課題は山積しています。必要な方に必要な支援が受けられるよう、これからは益々優先順位や連携が問われるのではないかと思います。他県では、「高齢者虐待防止協議会」と「障害者虐待防止協議会」の構成メンバーに共通者が多いので、これを併せて「高齢者・障害者虐待防止協議会」にして会議の回数も減りメンバーの意識も高まり、高齢者と障害者の相談員が1名ずつ計2名で権利擁護センターを立ち上げ、両方の虐待と差別の相談・解決ができるようになったという報告も聞いています。このような横の連携も必要ではないでしょうか。

障害への差別や偏見はまだ大きく、障害の有無に関わらずお互いに尊重して暮らす共生社会の実現に向けて進んでいかなくてはなりません。せっかく出来た法律が絵に描いた餅にならないよう、今後もこの会議に期待しております。

広島市手をつなぐ育成会の会員は、知的障害児者の保護者を中心に現在約 18 OO 名ですが、年齢から障害種別や程度までさまざまです。そんな会員から挙がる要望もいろいろですが、先ずは自助と共助を大切に研修やサロンや本人支援等に取り組んでいます。そして、必要と思うものを質問や意見を述べ、公助をお願いしてきたつもりです。ただ、一保護者にすぎないので、想いが熱くなりご迷惑をおかけしたかもしれませんが、お許しください。

市の施策に真剣に取り組んでおられた委員や職員の皆様に多くを学ばせていた だきました。感謝しお礼申し上げます。ありがとうございました。